

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、1950（昭和 25）年の 112,212 人をピークに、エネルギー革命後の石炭需要の減少に伴う炭鉱閉鎖を契機に急激に減少した。すべての炭鉱が閉山された 1970（昭和 45）年以降は人口減少のペースは緩やかになったものの、依然として人口減少は続き、2015（平成 27）年の国勢調査では 38,743 人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成 25 年 3 月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、2015（平成 27）年以降も人口の減少傾向は続き、2040（平成 52 年）には、25,998 人まで減少すると推計されている。これは、2015（平成 27）年と比較すると 12,745 人（32.9%）の減少ということになる。

また、高齢化率も非常に高く、平成 30 年 4 月 1 日現在の高齢化率は 37.3%と福岡県の 28 市の中で最も高い数字となっている。

本市の産業構造は、明治期以来の近代工業化に伴い、石炭産業とその関連産業が発展して大いに繁栄した。しかし、昭和 30 年代の国のエネルギー政策の転換による石炭産業の衰退は、石炭産業を中心として発展してきた本市に大きな打撃を与えた。炭鉱閉山後は石炭六法により鉱害復旧事業などで建設業が地域経済を牽引してきたが、同法の失効と市町村合併により公共事業の減少を主原因として建設業者が激減し、地域経済は沈滞したままの状態となっている。

また、炭鉱跡地に開発整備した工業団地を受け皿として工場誘致を展開し、石炭産業に代わる基幹産業の構築を模索してきたが、それに代わる基幹産業がないまま推移している。

このような状況の中、事業所の 9 割以上を占める中小企業者が事業を展開し、地域経済の発展と雇用を担っているが、その中小企業が先端設備等を導入し労働生産性を向上することは、人手不足が深刻化する中、生産年齢人口が減少傾向であることを踏まえると必須である。そのため本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることとする。

(2) 目標

老朽化が進む設備をより生産性の高い先端設備等に一新させることにより、労働生産性の向上を促し、中小企業における人手不足の解消や所得の向上につなげる。

これを実現するための目標として、計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を 15 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

嘉麻市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が嘉麻市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、市内広域に立地している中小企業者による幅広い取組を促すため、本市内の全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

嘉麻市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が嘉麻市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象となる業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①人的削減を目的とした取組を計画認定の対象としない。

②労働者に対し過度な負担を強いる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、労働者の雇用環境や労働環境に配慮する。

③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮す

る。

④市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

⑤市内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、認定の対象としない。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。